

質問に対する回答一覧

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書4(1)ア 概要	「成果物」とは、例えばWebサイトや仕組みなど実際に駆動し課題解決できるものを指していますでしょうか。あるいは、その企画書(PowerPoint)などの作成を指していますでしょうか。(1dayのみで前者の成果物を作り上げるのは困難だと思います。)	Webサイトやアプリケーションなど実際に地域課題解決につながる成果物を指しています。1日程度での完成が困難な場合は、仕様書4(1)ウのとおり、事前課題の設定は可能です。
2	仕様書4(2)ウ 期間・開催時期	「オンラインプログラムは30日程度」とありますが、「令和7年3月末日までに、30回/1時間のオンラインミーティングで授業指導する」というように捉えても委託要件範囲内でしょうか。	お見込のとおりです。ただしオンラインミーティングで作成した成果物の発表会についても、令和7年3月中に開催してください。
3	仕様書4(2) 要件全体	オンラインプログラムを前提とされているようですが、内容を鑑みると成果発表会以外にも期間中ほど数回お伺いして開催したほうが良いようにお見受けしました。例えば訪問、現地開催を数回含めたご提案は可能でしょうか。	募集要項2(5)でお示している提案上限額の範囲内であれば可能です。
4	募集要項3 参加資格	敦賀市に拠点や取引がありませんが参加可能でしょうか。	地域要件や入札参加資格については参加要件としていませんので参加可能です。
5	仕様書4(1)オ 仕様書4(2)オ 指導者	ここでいう「指導者」とはどのような方をご想定でしょうか。	以下のような指導者を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の考えを基に適切な地域課題設定に導ける方</li> <li>・地域課題の解決方法(成果物の内容)を提案できる方</li> <li>・参加者のデジタルスキルの習熟を指導できる方</li> <li>・参加者から意見を引き出しながらグループの方針に取りまとめられる方</li> </ul>

質問に対する回答一覧

No.	質問項目	質問内容	回答
6	仕様書 4 (1) ア 仕様書 4 (2) ア 概要	中学・高校の授業で習得する/しないデジタルスキルとは、それぞれどのような定義でしょうか。具体例として、どのようなスキルが習得するもの、しないものとみなされるのでしょうか。	学習指導要領に基づき取得するデジタルスキルを想定しています。  中学校 <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf</a>  高等学校 <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf</a>
7	仕様書 4 (1) ア 仕様書 4 (2) ア 概要	参加した中高生が作成する成果物として求めるものは、「基礎的なデジタルスキルで地域課題解決に取り組む短期プログラム」と「発展的なデジタルスキルで地域課題解決に取り組む長期プログラム」で、それぞれどのような内容の想定でしょうか。	短期プログラム、長期プログラムを通じて、地域課題の解決につながる成果物をデジタルスキルを活用しながら作成することを求めています。成果物の内容としてWebサイト、アプリケーション、動画等を想定していますが、提案者の提案により決定します。
8	仕様書 8 成果物の帰属等	「本業務で履行した内容」の範囲はどこまででしょうか。今回「仕様書 7 成果物」で定義されている報告書のみがそれに該当する認識するという理解で間違いはないでしょうか。例えば、弊社が元々保有している研修教材の提供をした場合、貴市に権利が帰属するわけではない認識で良いでしょうか。	仕様書 7 で定義する報告書に加えて、契約期間中の制作物及び契約期間中に得られた素材やバックデータ等を「本業務で履行した内容」とします。 提案者が元々保有している研修教材の提供をした場合は、その教材についての権利は本市に帰属しないものとします。
9	仕様書 4 (2) イ 開催方法	原則オンラインでの開催と記載がありますが、参加者の方が直接敦賀市で質問できる日程・会場を費用の中で設けることは可能でしょうか。(PCの使い方に関する質問や、オンラインでは伝わりにくい質問等をお受けできるようにするため)	オンライン開催を基本としますが、募集要項 2 (5) でお示ししている提案上限額の範囲内であれば、質問の目的達成のため臨時的に本市で開催いただくことは可能です。